



# 「子育て世帯」対象の

# 給付制度があります

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当（支給要件や所得制限あり）の支給要件に該当すると思われる人で、認定請求をしていない場合はご相談ください。

令和6年10月分の児童手当から、支給対象が高校生年代まで拡大しました。また、多子カウントの対象については、両親が経済的負担をしている大学生年代児童（22歳に達する年の年度末まで）へと拡大になりました。

現在、児童が高校生のみの人や、大学生年代児童から数えて子どもが3人以上いる人は申請が必要です。早めに申請してください。

**問い合わせ**＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）、新里支所市民生活課（☎74 - 2904）、黒保根支所市民生活課（☎96 - 2112）

## ●児童手当

**対象**＝高校生年代（平成18年4月2日以降生まれ）までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	1万5,000円
3歳以上高校生年代	1万円

※第3子以降は、年齢問わず、児童一人あたり月額3万円

## ●特別児童扶養手当

**対象**＝精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	5万5,350円
2級	3万6,860円

※障がいの程度により金額が異なります。

## ●児童扶養手当

**対象**＝次のいずれかの条件に該当する児童を監護している父または母や、父または母に代わって養育している人

父母が離婚／父または母が死亡／父または母が重度の障がい者（障害者年金1級程度）／父または母が生死不明／父または母が1年以上遺棄／父または母が1年以上拘禁／父または母がDV保護命令を受けている／母が未婚／孤児など

**支給期間**＝児童が18歳に達する年の年度末まで。ただし、精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで。

児童の人数	児童1人あたりの月額
1人目	1万740円～4万5,500円
2人目以降 (1人あたり)	5,380円～1万750円加算

# 「福祉医療費助成制度」をご利用ください

福祉医療費助成制度とは、加入する健康保険で医療機関などを受診したときに、医療費の自己負担額を市が助成する制度です。申請をもって認定となりますので、該当すると思われる人は事前に医療保険課医療助成係へご相談ください。

**対象**＝次の①または②に該当する人

①18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの

子ども（4月1日生まれは18歳誕生日の前日まで）

②18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの子ども（4月1日生まれは18歳誕生日の前日まで）を扶養している母子・父子家庭

**問い合わせ**＝医療保険課医療助成係（☎44 - 8267）